

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規 則
指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則 五〇
- 告 示
道路の区域を変更する件三件 五〇

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年九月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第六十六号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十三年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三中二十六の項を二十七の項とし、八の項から二十五の項までを一項ずつ繰り下げ、七の項の次に次のように加える。

八 株式会社福島銀行

附 則

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。

（出納総務課）

告 示

福島県告示第七百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成三十年九月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年九月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道上名 倉飯坂伊 達線	福島市在庭坂字北前二 八番一地从先から 同 市町庭坂字六本松 二二番一地从先まで	変更前	A 一〇・五 二七・六	六四五・八
		変更後	A 一〇・五 二七・六 B 一二・五 六八・一	六四五・八 六〇五・六

（道路計画課）

福島県告示第七百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年九月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年九月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道相馬 巨理線	相馬市尾浜字二合田八 〇番一地从先から 同 市原釜字北谷地三 〇四番一地从先まで	変更前	A 五・一 二五・一	一、九四九・四
		変更後	A 五・一 B 一〇・五 四四・九	一、九六〇・一

○番一地从先から 同 市原釜字北谷地三 ○四番一地从先まで 相馬市尾浜字二合田一 一〇番七地从先から 同 市尾浜須賀畑三八 番地从先まで	B 二五・一 一〇・五 四四・九	C 六・二 六・七	一、九六〇・一 一六二・七
--	---------------------------	-----------------	------------------

(道路計画課)

福島県告示第七百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年九月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年九月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道木戸 停車場線	双葉郡榎葉町大字山田 岡字町東八番一地从先 ら	変更前 A	五・〇 二三・八	一、六四一・八
	同 郡同 町大字山田 岡字堤下二七番二地从先 まで	変更後 A	五・〇 二三・八	一、六四一・八
	同 郡同 町大字山田 岡字堤下二七番二地从先 まで	変更後 B	一〇・九 二〇・〇	二一八・三
	同 郡同 町大字山田 岡字町東二五番七地从先 から	変更後 B	一〇・九 二〇・〇	二一八・三

まで

(道路計画課)